

後見支援預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 後見支援預金
販 売 対 象	・ 個人、個人事業主 ・ 家庭裁判所により、後見支援預金新規契約にかかる「指示書」を交付された方
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 金 額 (2) 預 入 単 位	・ 家庭裁判所により、追加預入にかかる「指示書」を交付された場合のみ、お取扱いたします。 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 家庭裁判所により、一時金交付または定期交付金取扱いにかかる「指示書」を交付された場合のみ、お取扱いたします。
解 約 方 法	・ 家庭裁判所により、口座解約にかかる「指示書」を交付された場合のみ、お取扱いたします。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示（スーパー定期預金1年もの）の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は ホームページ でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。 ・ 金利についてはスーパー定期預金1年ものをご参照ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金等の自動受取を設定することはできません。 • 当金庫および他金融機関等からの振込入金口座としてご利用いただけません。 • キャッシュカードの発行はいたしません。 • インターネットバンキングの契約対象口座となりません。 • マル優の取扱いはいたしません。 • 預金保険制度の対象預金となります。 • 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>
-------------------	--